

2025年4月2日

各位

株式会社北國フィナンシャルホールディングス

GLTD（団体長期障害所得補償保険）の導入について

株式会社北國フィナンシャルホールディングス（代表取締役社長：杖村 修司）は、GLTD（団体長期障害所得補償保険）を2025年4月1日付で導入したことをお知らせします。

GLTD（団体長期障害所得）は福利厚生制度の1つであり、社員が病気やケガで長期間働けなくなった際に、経済的な支援が可能となります。グループ会社に勤務する全役職員を対象とし、経済的な補償と早期の復職に向けた仕事と治療の両立を実現していきます。

当社は、社員1人ひとりが安心して働ける環境を整え、働きがいを感じ能力を最大限に発揮することで、社員のエンゲージメントや企業価値向上を目指してまいります。

記



<GLTD イメージ図>

■GLTD 導入後

GLTD 導入により、勤務時間を短縮して復職する場合に、所得喪失率に応じた補償を受けることができます。就業不能状態が続いた場合には、最長で65歳（65歳以上は70歳）までの補償により、復職に向けた支援や社員が治療に専念することが可能となります。

■GLTD 制度

GLTD 制度は病気やケガにより長期間働けなくなった際に欠勤期間に応じて、一定の収入補償を行う制度です。また、会社が社員に対して加入する保険であり、社員が生活の心配をすることなく療養に専念できる環境を整え、早期の復職を支援することを目的としています。

以上